

福井県の物品調達の方法が変わります。

平成22年7月1日より、県の物品調達方法が変わります。
この変更により、集中調達や各地区拠点での納品検査など新しい調達方法が実施されますので、事業者の皆様にはご理解とご協力をよろしく申し上げます。

1 はじめに

福井県の物品調達事務については、これまで本庁各課および各出先機関において入札（見積合せ）の執行、契約、納品検査、代金支払までのすべての事務を行ってきました。

平成22年7月1日からはこれらの事務のうち、入札（見積合せ）の執行および納品検査の事務を総務部事務管理課（納品検査については各地区拠点）において行うこととなります。

2 対象、実施時期

(1) 対象となる契約

物品（印刷物の製造を含む）の購入契約を対象とします。

ただし、従来どおり本庁各課および各出先機関で調達するものもあります。

〔 直接調達する主なもの：医薬品、種苗、動物、花、資材、飼料、食品食材
など 〕

(2) 対象となる発注機関（参照：別紙1 対象機関一覧表）

県立学校を含むすべての機関を対象とします。

ただし、企業会計、病院会計および警察本部は除きます。

(3) 実施時期

平成22年7月1日から

3 調達拠点および納品検査拠点

(1) 調達拠点

〒910-8580

福井市大手3丁目17-1 (本庁舎6階)

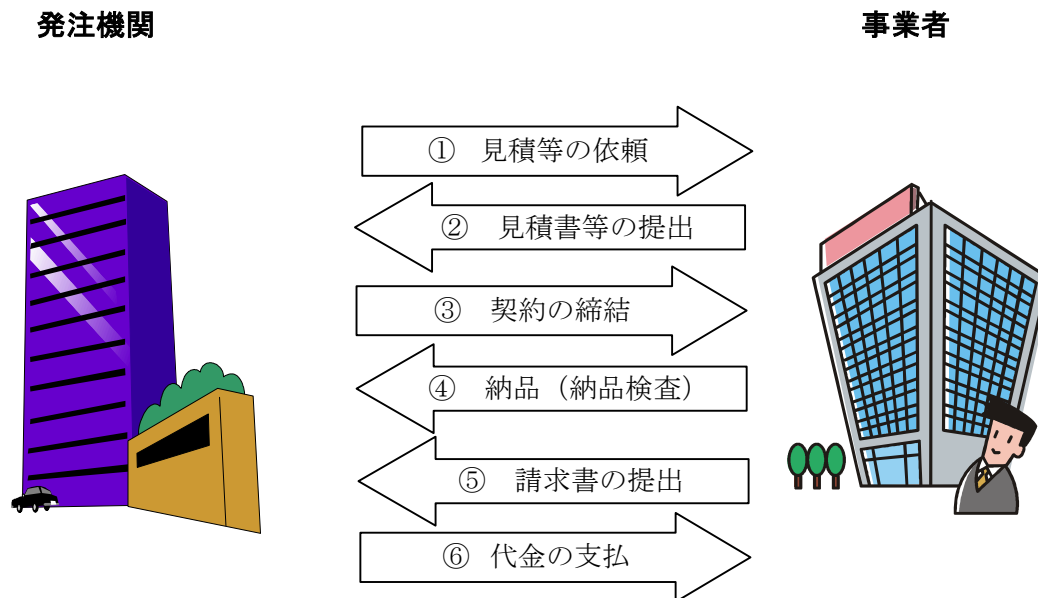
総務部事務管理課 物品管理グループ

(2) 納品検査拠点

地区	検査拠点	対象機関の所在地
本 庁	総務部事務管理課 物品管理グループ 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 (本庁舎6階)	本庁各課
福 井	福井合同庁舎 〒910-8555 福井市松本3丁目16-10	福井市、吉田郡永平寺町
坂 井	坂井合同庁舎 〒913-8511 坂井市三国町水居17-45	あわら市、坂井市
奥 越	奥越合同庁舎 〒912-0016 大野市友江11-10	大野市、勝山市
丹 南	南越合同庁舎 〒915-8510 越前市上太田町41-5	鯖江市、越前市、今立郡池田町、 南条郡南越前町、丹生郡越前町
二 州	敦賀合同庁舎 〒914-0811 敦賀市中央町1丁目7-42	敦賀市、三方郡美浜町 三方上中郡若狭町 (旧三方町)
若 狭	若狭合同庁舎 〒917-0297 小浜市遠敷1丁目101	小浜市、大飯郡高浜町、 大飯郡おおい町、 三方上中郡若狭町 (旧上中町)

4 物品調達の流れ

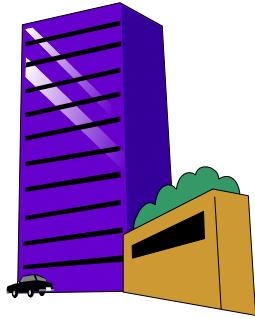
【現行】



- ① 発注機関は、事業者へ見積等の依頼をします。
- ② 事業者は、見積書等を依頼を受けた発注機関へ提出します。
- ③ 発注機関は、見積合せ等により事業者を決定し、発注します。（契約の締結）
- ④ 事業者は、納入期限までに物品の納品検査を受け、納品します。
- ⑤ 事業者は、物品代金の請求書を提出します。
- ⑥ 発注機関は、物品代金の支払をします。

【変更後】

発注機関



納品検査拠点

本庁事務管理課

各合庁

福井

奥越

二州

坂井

南越

若狭



⑦ 納品

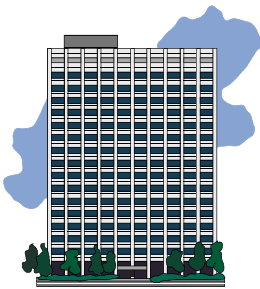
⑧ 支払

① 見積合せ等依頼

④ 結果通知

⑤ 契約の締結

⑥ 納品



② 見積等の依頼

③ 見積書等の提出



調達拠点

総務部事務管理課

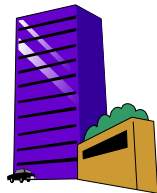
(物品管理グループ)

事業者

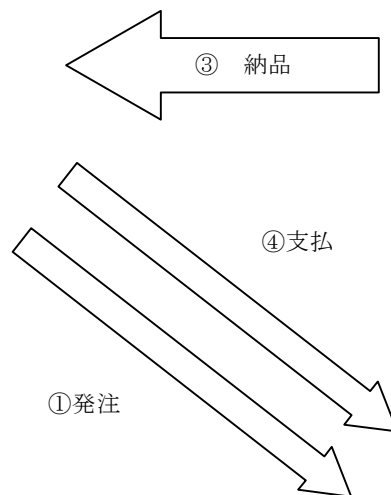
- ① 発注機関は、集中調達拠点（総務部事務管理課物品管理グループ）へ見積合せ等を依頼します。
- ② 調達拠点は、事業者へ見積書等の提出を依頼します。
- ③ 事業者は、見積書等を調達拠点へ提出します。（持参または郵送）
- ④ 調達拠点は、見積合せ等により事業者を決定し、発注機関に通知します。
- ⑤ 発注機関は、④の事業者と契約を締結し、発注します。
- ⑥ 事業者は、納入期限までに当該物品と納品書（事業者が作成）を持参のうえ、納品検査拠点で物品の検査を受けます。
- ⑦ 事業者は、納品検査後、各発注機関へ物品を納品し、納品書を提出します。
（原則、当日中に納品をお願いします。発注機関に納品された日が納品日となりますのでご注意ください。発注機関において、最終確認（検査）を行います。）
- ⑧ 発注機関は、物品代金の支払をします。

※ 少額のもの（見積書の提出を要しないもの等）については、納品検査のみ納品検査拠点で行います。

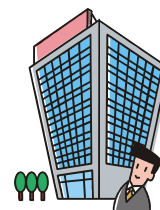
発注機関



納品検査拠点



②
納品



事業者

5 納品について

事業者は、物品購入等の契約を締結後、納入期限までに納入場所（本庁各課、出先機関等）へ物品を納入していただきます。

その際、事前に総務部事務管理課の職員による納品検査（規格・仕様・数量等）を受けていただく必要があります。検査場所は、原則として、納入場所が本庁各課の場合は本庁事務管理課、出先機関の場合はその所在する地区の合同庁舎になります。

納品検査の体制は次のとおりです。

地区	本庁	福井地区	坂井地区	奥越地区	丹南地区	二州地区	若狭地区
場所	事務管理課	福井合庁	坂井合庁	奥越合庁	南越合庁	敦賀合庁	若狭合庁
実施日	毎日	水・金	月・木	火・木	月・水	火・木	月・水

検査時間 本庁 9:00～15:00 本庁以外 9:30～12:00

6 閲覧および同等品確認について

(1) 見本等の閲覧

印刷物の発注等において、仕様書や見本を閲覧する必要がある場合は、各発注機関で閲覧していただきます。

〔例〕総務部事務管理課から、福井土木事務所発注の印刷物にかかる見積依頼があった場合、見本等は福井土木事務所で閲覧し、見積書は事務管理課に提出する。

(2) 同等品の確認

仕様書で参考例示品が示されている案件で、同等品で見積りを行う場合は、各発注機関で同等品の確認を得る必要があります。

〔例〕総務部事務管理課から、坂井健康福祉センター発注のカメラ購入にかかる見積依頼があり、参考例示品とは別のメーカーの製品で見積りを行う場合、坂井健康福祉センターで同等品の確認を得て、見積書は事務管理課に提出する。

7 入札等の方法

(1) 一般競争入札

案件ごとに定められる参加資格要件を満たす事業者は、参加申請をすることができます。入札公告、入札説明書などは、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開しており、誰でも閲覧することができます。

なお、参加するには競争入札参加資格者名簿への登録が必要です。

(2) 指名競争入札

調達機関が、競争入札参加資格者名簿登録業者の中から指名業者を選定します。指名された場合は、指名通知書が送付されます。

(3) 随意契約（見積合せ）

調達機関が、見積依頼業者を選定し見積書の提出を依頼します。

原則として、競争入札参加資格者名簿登録業者の中から業者を選定します。

8 電子入札について

県では、平成20年7月から電子入札システムを使用して入札（見積合せ）を行っています。現在、予定価格が10万円以上の案件を対象として運用しています。

(1) 使用するシステム

① 電子入札システム

一連の入札手続き等をインターネットによって電子的に行うシステムです。

利用対象者は、福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている方です。

② 入札情報サービスシステム（PPI）

入札公告、入札結果等をインターネットを通じて公開するシステムです。

インターネットを使用してどなたでもご利用できます。

(2) 電子入札案件に参加するために必要なもの

① インターネットに接続されているパソコン

② 電子入札コアシステム関連ソフト

③ ICカード、ICカードリーダー

④ IDパスワード

ICカード → 入札・見積合せ

IDパスワード → 見積合せのみ

(3) その他

登録番号交付申込、利用者登録など事前に必要な手続きがあります。

詳細については、福井県庁事務管理課ホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jimukanri/buppin/buppin.html>)

9 照会先

ご不明な点は、総務部事務管理課にお問い合わせください。

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1 本庁舎6階

福井県総務部事務管理課 物品管理グループ

電話 0776-20-0253 (直通)

※本庁以外の納品検査拠点には、事務管理課職員は常駐しておりませんので、お問い合わせは必ず上記の調達拠点へお願いします。